

総務文教常任委員会委員長報告

去る9月3日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案3件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和7年9月4日(木)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 湯沢美恵、保角美代、現王園孝昭、諏訪幸男、
大嶋達巳、毛呂一夫
- 4 審査結果

「議案第58号」北本市職員の旅費に関する条例等の一部改正については、
挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第59号」北本市職員の育児休業等に関する条例及び北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、
挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第64号」北本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、挙手全員により
原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第58号」について

(1) 「条例改正の背景及び主な改正点、改正による効果について」質疑したところ、「今回、条例を一部改正する意義は、昭和27年に制定された現行

条例が、現在の実態や支出基準と乖離している点を是正することです。具体的には、全国一律で定められていた宿泊料や、50キロメートル以上の移動でなければ支出できなかった急行料金の規定を、現場の実情に即した内容へと見直します。また、従来は職員個人への支給が原則だった旅費について、旅行代理店のパック商品を利用する場合には、代理店への直接支払いを可能とすることで、事務手続の簡素化も図ります」との答弁がありました。

（２）「**運賃の等級が区分されている場合の移動について、『最上級の運賃の額とする』という文言に関して、庁内で議論はあったのか**」と質疑したところ、「庁内で議論を行いました。旅費は『最も経済的な通常の経路』が原則ですが、特別職は出張先で分刻みの公務が入ることがあり、集中力や体調の維持が求められます。そのため、落ち着いた環境を確保できる座席で体調の維持を図るほか、資料確認や打合せを行うことができるなど、移動時間を有効に使えるという議論が行われました。その結果、職務上の必要性から、一般職員とは異なる条件を認めることは妥当であると判断しました」との答弁がありました。

（３）「**議員や市民が旅費の支払いを参照し、問題があれば指摘できるような規則を設けるべきではないか**」と質疑したところ、「公費の適正な支出を確保するため、現在、条例を補う形で運用基準を設けることを検討しています。例えば、『通常は普通席とする』といった基準を明文化し、使用できる条件を明確にすることで、適正な支出を担保します。この基準は今年度末を目途に策定し、公開する予定です」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第59号」について

（１）「**条例の一部改正の概要及び主な変更点について**」質疑したところ、「今回の条例改正では、これまでの１日２時間を上限とする部分休業に加え

て、1日当たりの上限時間数なく取得できる新たな部分休業制度を新設します。これにより、職員は1年につき勤務時間10日相当の77時間30分を上限として、子どもの急な体調不良や保育園の送迎、行事など、必要に応じて1時間単位でより柔軟に休業を取得することが可能となります。また、今回の改正では、妊娠・出産をした職員やその配偶者への仕事と育児の両立支援に関する情報提供についても、制度として明確に位置付けています」との答弁がありました。

（２）「育児休業取得状況及び条例改正による期待される効果について」質疑したところ、「現在、23人の職員が1日2時間を上限とする部分休業の承認を受けています。今回の条例改正により、柔軟に部分休業を取得できる新制度が加わるため、子どもの急な病気や保育園へのお迎えなど、家庭の状況に応じて休業を活用できるようになります。この改正によって、職員が仕事と育児を両立させ、安心して子育てに取り組める環境の整備が期待できます」との答弁がありました。

（３）「現在、部分休業を取得している職員は、制度変更後に新たに導入される第2号部分休業へ切り替えることができるのか」と質疑したところ、「現在、部分休業を取得している職員については、制度改正に伴い、第1号・第2号いずれかを改めて選択いただく予定です。今年度は、選択された制度に基づき休業を利用することになります」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第64号」について

（１）「市議選・市長選における選挙運動用ポスターとビラ作成費の現行及び改正後の公費負担の限度額について」質疑したところ、「ポスターの作成費の限度額については、市議選・市長選ともに改正前は457,920円、改正後は465,120円です。ビラの作成費については、市議選では限度枚数が4,000枚

で、改正前の限度額は30,920円、改正後は33,520円です。また、市長選の場合は限度枚数が16,000枚で、改正前の限度額は123,680円、改正後は134,080円となります」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

令和7年9月26日

総務文教常任委員会

副委員長 毛 呂 一 夫

北本市議会議長 保 角 美 代 様